

# 北海道立旭川高等看護学院学校関係者評価会議運営要領

## (目的)

第1条 この会議は、学生、家族、実習施設等学校関係者が自己評価の結果を評価することを通じて、自己評価の客観性・透明性を高め、共通理解と連携協力により学院運営の改善に努めることを目的とする。

## (審議事項)

第2条 会議は、次の各号の事項を審議するものとする。

- (1) 自己評価の結果の内容について
- (2) 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策について
- (3) 学院の重点目標や自己評価の評価項目等について
- (4) 学院運営の改善に向けた実際の取組について
- (5) その他、学院長からの諮問事項について

## (組織)

第3条 会議は、学院長が任命した次の学校関係者評価会議構成員（以下、「構成員」とする。）をもって構成する。

- (1) 非常勤講師
- (2) 実習施設関係者
- (3) その他、学生の家族等、学院長が必要と認める者

2 構成員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

## (会議)

第4条 会議は、学院長が招集し、1年に1回開催する。ただし、学院長が必要と認めるときは、臨時会議を招集することができる。

2 会議は、評価構成員の出席が5名以上で成立する。

## (事務局)

第5条 会議を円滑に運営するために、事務局を学校評価会議内に置く。

- 2 事務局は、構成員の求めに応じて資料の作成・提供等を行う。
- 3 事務局の庶務は、副学院長兼事務長が担当する。
- 4 事務局の構成員は、教務主幹、教務主査及び事務長とする。
- 5 会議の進行、総括は事務局が担当する。

## 附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月21日から施行する。

「学校関係者評価会議運営要領」を「北海道立旭川高等看護学院学校関係者評価会議運営要領」に名称を変更する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年11月2日から施行する。